

令和5年度 東京都一般任期付職員 採用選考案内

令和5年12月25日
東京都

東京都デジタルサービス局では、デジタルの力を活用した行政を総合的に推進し、都政のQOS（クオリティ・オブ・サービス、サービスの質）を飛躍的に向上させることを目的に設置され、各局や都内区市町村とも連携し、東京全体のデジタル化推進に取り組んでおります。

その中で、デジタル基盤整備部では、ICTの利活用にかかる企画調整や都の基盤システムやデータ通信ネットワークの整備及び運用管理を行っています。DXの加速に伴い、これらの課題に向けた執行体制を確保するため、本選考において、課長として即戦力で活躍していただける方を募集しています。

これは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の特例法である「地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律」（平成14年法律第48号）等に基づき制定された「東京都の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例」（平成14年東京都条例第161号）に基づき、任期を定めて採用されるものです。

任期を定めて採用された職員も、常勤の一般職の地方公務員であり、任期の定めのない職員同様、守秘義務、営利企業等従事制限等の地方公務員法の服務規定の適用を受けます。

1 選考職種、採用予定人員及び職務内容

区分・職種	一般任期付職員・事務
職 採用予定人数	東京都デジタルサービス局デジタル基盤整備部基盤企画担当課長 1名
業 務	【基盤企画担当課長】 デジタルデバイスの整備等に関する企画立案 （ア）全体統括 （イ）未来型オフィス全庁展開に向けた企画調整 （ウ）スマートフォン調達・管理運用の企画調整 （エ）各種デジタルデバイスの活用推進に関する企画調整 （オ）Web会議システムの管理・運用 （カ）ICT-BCPの促進に係る企画調整
勤務場所	東京都本庁舎（東京都デジタルサービス局）他

2 任期

令和6年4月1日(原則)又は令和6年5月1日から令和8年3月31日まで

- ◎ 業務の状況等により、採用された日から5年を超えない範囲内で任期を延長する場合があります。
- ◎ 期間を定めた任用であり、令和8年4月1日以降の任用を保障するものではありません。

3 受験資格

以下の(1)～(2)を満たすこと。

(1) 学歴区分に応じた民間企業、自治体等の職務経歴が以下【表1】記載の年数以上あること。

(2) 次のア～ウの要件を満たすこと。

ア チームリーダーとしておおむね10人以上を統括した組織運営経験(業務進行管理、予算人事管理等)を5年以上有していること。

イ 情報通信インフラの企画立案又は運用・管理に関して、十分な知識を有し、従事した職務経歴を10年以上有していること。なお、インターネットサービスなど情報システムの構築・管理に従事した職務経歴も有していることが望ましい。

ウ プロジェクトマネジメント能力・経験があること。

※ 以下の経験、資格等を有するものが望ましい。

- ・ デジタル関連資格(ITパスポート、情報セキュリティマネジメント、基本情報技術者、応用情報技術者、ITストラテジスト、システムアーキテクト、情報処理安全確保支援士、技術士(情報工学、総合技術監理(情報工学))、システム監査技術者、プロジェクトマネージャ等)
- ・ 情報技術系の大学院、大学、又は専門学校を卒業
- ・ 民間企業のパブリックセクター部門や官公庁等における職務経歴
- ・ 新しい環境に順応し、多様な関係者と効率的かつ円滑にコミュニケーションを行う力
- ・ 困難な課題に果敢に挑む姿勢と大胆さ

【表1】

学歴区分	必要な職務経歴年数
・ 大学院博士課程又は修士課程の修了 ・ 大学(4年制の大学)の卒業	15年以上
・ 短期大学(2年制以上の短期大学)の卒業 ・ 高等専門学校の卒業 ・ 専修学校(修業年限2年以上の専門課程で年間授業数680時間以上のものに限る。)の卒業 ・ 各種学校(「高等学校3年制卒業」を入学資格とする修業年限2年以上の課程のものに限る。)の卒業	17年以上
・ 高等学校の卒業	19年以上
・ 中学校の卒業	22年以上

注1 職務経歴年数は、民間企業等の正社員、又はそれに準ずるものとして従事した経験年数に限ります。

非常勤職員、アルバイトとして勤務していた期間は含めません。

注2 職務経験年数は、採用予定月の前月末日現在で計算します。職務経験が複数の場合には、通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一方のみの職歴に限ります。

注3 合格通知後5営業日以内に、要件に該当することを確認するための証明書類を提出していただきます（6「卒業（修了）・在職証明書の提出について」参照）。要件に該当することが確認できない場合は採用されませんので御注意ください。

- ◎ 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する人は受験できません。
- ◎ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者は受験できません。
- ◎ 日本国籍を有しない方は受験できません。
- ◎ 申込日現在、東京都職員である人は受験できません。
なお、以下の方は除きます。
 - ・令和6年3月31日時点の満年齢が65歳の再任用職員
 - ・教育公務員※1
 - ・東京都職員（任期付職員※2、会計年度任用職員、臨時的任用職員）のうち、令和6年3月31日までに任期が満了する者

※1 教育公務員特例法施行令第9条第2項に定める教育公務員に準ずる者を含む。

※2 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成14年法律第48号）に規定する任期付職員及び地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律（平成12年法律第51号）に規定する任期付研究員をいう。

4 選考方法

(1) 第1次選考

書類選考	履歴書、職務経歴書等による審査
-------------	-----------------

- ◎ 申込書類により選考を行い、第1次選考合格者には第1次選考合格通知兼第2次選考案内を電子メールで送付します。

(2) 第2次選考

口述考査	人物及び職務に関連する経験についての個別面接
-------------	------------------------

- ◎ 口述考査は第1次選考合格者に対してのみ行います。

5 申込手続

受付期間	令和5年12月26日（火）午後2時から令和6年1月17日（水）午後5時まで
申込方法	<p>下記URLへアクセスし、受付期間中に送信してください（郵送及び窓口での申込みは受け付けません。）。</p> <p><URL> デジタルサービス局応募フォーム https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1702980094843</p> <p><注意事項></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 期間中に正常に到達したものを有効とします。 ・ システムの保守整備のため、受付期間中にシステムを停止する場合や、予期せぬ機器停止や通信障害などが起きた場合のトラブルについては、責任を負いません。 ・ インターネットによる申込みに関するパソコン等操作上のお問い合わせにはお答えできません。

◎ 第2次選考実施日の3日前までに、第1次選考の結果が届かない場合は、デジタルサービス局総務部総務課人事担当までお問い合わせください。

◎ 申込書に記入していただいた個人情報は、採用選考及び採用事務の目的以外に使用することはありません。

6 卒業（修了）・在職証明書の提出について

受験資格の確認及び給与算定の資料とするため、最終学歴に関する卒業（修了）証明書（ただし、院卒は大学の卒業証明書も必要。また、最終学歴以前に職歴がある場合は、高等学校以降の全ての学歴に関する卒業（修了）証明書が必要。）及び全ての職歴に関する在職証明書を提出していただきます（合格通知後5営業日以内に、メールへのデータ添付により提出）。

7 採用選考に係る日程等について

第1次選考結果通知	<p>令和6年1月24日（水）まで</p> <p>※受験者全員に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。</p>
第2次選考実施日	<p>令和6年1月25日（木）～2月8日（木）のうち指定する1日</p> <p>※会場は東京都庁を予定しています。</p>
最終結果通知	<p>令和6年2月中旬</p> <p>※第2次選考受験者に対し、申込みの際に登録されたメールアドレス宛てに電子メールで通知します。</p>

8 給与等について

《初任給》

初任給は、職務経験等に応じて決定されます。

職務経験が一定以上ある人は、所定の基準により加算される場合があります。以下は、4年制大学を卒業し、卒業後の期間を正社員・常勤職員として、東京都の事務職と同様の職務内容に従事した場合に想定される初任給の参考例です。

【参考例】

	職務経験	初任給
課長	15年	533,400円

- ◎ この初任給は、令和5年4月1日時点の給料月額に地域手当（20%）、給料の特別調整額（管理職手当）を加えたものです。なお、採用前に給与改定等があった場合は、その定めによります。
- ◎ 上記のほか、扶養手当、通勤手当、期末・勤労手当等の手当制度があります。

《その他》

- ◎ 東京都職員共済組合へ加入し、健康保険や厚生年金保険等が適用されます。
- ◎ 年次有給休暇（1年間に20日、4月採用の場合は15日付与）の外、慶弔休暇、介護休暇、育児休業などの休暇制度があります。

■ お問い合わせ先

東京都デジタルサービス局総務部総務課人事担当

〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1 都庁第一本庁舎 12階北側

【ホームページ】 <https://www.digitalservice.metro.tokyo.lg.jp/>

【問い合わせフォーム】

<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/uketsuke/form.do?id=1702980045956>

【交通案内】 新宿駅（西口）から徒歩約10分
都庁前駅（都営大江戸線）